

平成30年度後期（第9期）官民協働海外留学支援制度
～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～ 地域人材コース
「いわて協創グローバル人材育成プログラム」
募 集 要 項

岩手県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」では、平成30年度後期（第9期）官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～「地域人材コース」の派遣留学生となる学生を募集します。

＜官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～について＞

官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～（以下「本制度」という。）は、平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」に基づき、官民が協力して海外留学を支援するために創設された「グローバル人材育成コミュニティ」に参画する企業からの支援により、独立行政法人日本学生支援機構が、“産業界を中心に社会で求められる人材”、“世界で、又は世界を視野に入れて活躍できる人材”の育成という観点から支援するのにふさわしい学生を募集し、奨学金等を支給する制度です。

本制度は、我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等に対し、諸外国への留学に必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるため、留学の前後に行う研修の提供、及び留学後の継続的な学習や交流の場としての派遣留学生のネットワークの提供を行います。

本制度では、「日本再興戦略」や産業界の意向を踏まえ、自らの明確な目的に基づいた実践的な学びを焦点に、理系分野、複合・融合分野における留学、新興国への留学、諸外国におけるトップレベルの大学等への留学、将来日本の各地域で活躍することを希望し留学する学生であって、人物に優れ、かつ、経済的支援が必要である学生を支援します。また、学生の海外留学を促進するという観点から、各領域でリーダーシップを発揮する多様な人材を支援すると同時に、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることを目的としています。

申請コース等の詳細については、本制度の募集要項及び以下のウェブサイトを参照してください。

- ・ トビタテ！留学 JAPAN ウェブサイト：<http://www.tobitate.mext.go.jp/index.html>

＜地域人材コースについて＞

地域人材コース（以下「本コース」という。）は、海外留学と地域企業等でのインターンシップを組み合わせた地域独自のプログラムを通じて、地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のあるグローバル人材（グローバル人材）の育成を目的としています。プログラムの企画・運営等は、地域の企業、地方公共団体、高等教育機関等により構成されるコンソーシアム（地域協議会）が主体となって行います。したがって、本コースの対象となる学生の要件、プログラムの内容、募集・選考方法等は地域（都道府県、政令指定都市又は中核市）の産学官が連携して実施する「地域事業」ごとに異なります。

日本学生支援機構は、採択された地域事業への立ち上げ支援として、地域の資金拠出額に応じて、学生に対する奨学金等及び地域において本プログラムを運営するための資金の一部を支援します。

また、本コースで採用された学生は、「日本代表プログラム」の派遣留学生として、本制度の学生コミュニティや事前事後研修等に参加することになります。

本募集要項は、岩手県の企業、地方公共団体及び高等教育機関等で構成する「いわてグローバル人材育成推進協議会」（以下「本協議会」という。）が実施する「いわて協創グローバル人材育成プログラム」（以下「本事業」という。）で募集する派遣留学生の要件やプログラムの内容等を定めたものです。

記

1. 趣旨

グローバル化が進展する中、岩手県では就労人口の減少や高齢化など、従来からの社会的課題が急速に顕在化しました。一方、東日本大震災への世界各国からの支援や、復興のプロセスへの注目などによって、地域と国際社会との接点が飛躍的に拡大しました。これを機に、岩手県の若者たちは地域のリソースや可能性を再認識し、また地域の課題がグローバルに繋がっていることを意識し始め、ボランティア活動や短期研修などで海外を目指す若者の数が増加傾向にあります。しかし、意欲と能力を持ちながら、経済的事情等から、岩手県をグローバルな座標上で見る機会を得られない学生が多いという地域の現状もあります。

本事業では、「グローバル」な視点から、地域の課題や豊富なリソースを現実的かつ創造的に見極め、課題を解決するとともに、岩手県の潜在的価値を最大限に引き出し、将来の岩手県を導くリーダー人材を、産学官一体となって育成することを目指します。

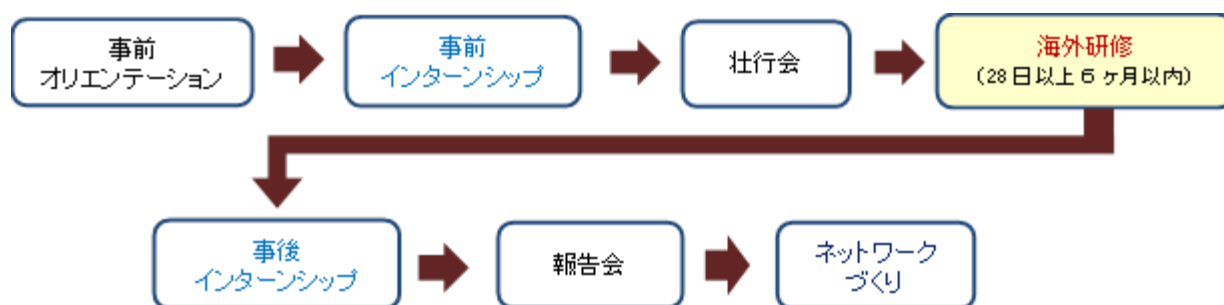
2. 事業の概要

本事業は、岩手県が抱える課題に対し、「グローバル」な視点から将来の岩手県の産業界を導く人材を育成し、産業界、高等教育機関及び県が連携し、県全体の地域活性化につなげていくことを目的としています。実施主体は「いわてグローバル人材育成推進協議会」です。

本事業は、次の5プログラムで構成されています。

- A. 県産品販路開拓人材育成プログラム
- B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム
- C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム
- D. 持続可能型地域づくり人材育成プログラム
- E. 多様性地域人材育成プログラム

参加学生は留学期間前に事前オリエンテーションに参加し、県内企業などでの事前インターンシップを行った後、28日以上6か月以内の海外留学・研修を行います。帰国後は、研修成果を地域に還元することを目的に、県内企業での帰国後のインターンシップを行います。



※ 海外研修の前後に「日本代表プログラム 事前・事後研修」に参加する必要があります。

3. 求める人材像

本制度では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材

- ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・ 社会のために貢献したいという高い志
 - ・ 自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・ 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・ 集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) 岩手県の産業と世界とを繋ぐ活動を始め、世界で活躍したいという意欲、又は日本において日本の良さ、地域の良さを世界に発信し、日本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本制度で実施する事前・事後研修や派遣留学生ネットワーク等における教育課題や本制度における諸活動（留学先において日本や日本の地域の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に日本において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”、独自の情報システムを通じた企業や学生等との交流等）に主体的に参画する人材

本事業では、上記の人材像に加え、特に下記のような人材を支援します。

- (4) 岩手県での就職を視野に入れながら、地域における企業活動等について積極的に学ぼうという姿勢を示し、研修で出会う産学官の関係者と世代を超えたネットワークを構築する意欲のある人材

4. 定義

この要項において、「派遣留学生」とは、本協議会に所属する岩手県内の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（4年次以上）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で、本制度により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

5. 支援の対象

- (1) プログラムの内容

<地域独自プログラム>

岩手県内においては、中小企業のグローバル化や海外への販路拡大、地域の特性を活かした新たな産業・事業の創出、観光資源のグローバル化など、急速に進展する国際化への対応がもとめられています。このような状況の変化を踏まえ、本協議会では、以下のプログラムを設定し、グローバルな視点を持ち、地域の活性化に貢献し、地域に密着して活躍する人材の育成に取り組みます。

【プログラムの種類】

A. 県産品販路開拓人材育成プログラム

高品質の米、畜産品、水産加工品等の農水産品、森林資源、鉄器、漆などの伝統工芸品等の海外販路拡大のためニーズ開拓、ノウハウ導入等を担う人材の育成を目指します。

B. ものづくり産業海外展開人材育成プログラム

岩手県内の製造業（自動車、半導体、金属加工、精密機械、電子部品、情報通信産業など）やIT産業において、岩手県と世界をつなぎ、海外との取引、海外拠点の責任者となり得るグローバルな視点を有した人材の育成を目指します。

C. 交流人口拡大促進人材育成プログラム

岩手県の多種多様な観光資源を理解し、外国人観光客のニーズにあった観光商品の開発や情報発信力、企画力等を備えた人材、および岩手県のサービス産業の海外展開も視野に入れた人材の育成

を目指します。

D. 持続可能型地域づくり産業人材育成プログラム

自然災害対応と復興、地域エネルギー、医療・介護等の社会課題をグローバルな視野で捉え、地域産業創生、地域づくりに発展させる力を持つ人材の育成を目指します。

E. 多様性地域人材育成プログラム

学生独自の視点での地域創生に資する人の育成を目指します。

【プログラムの構成】

① 事前オリエンテーション（3日）

本事業の趣旨・目的、インターンシップを実施するにあたっての心構え及び基本的な海外安全講座等を座学形式等で行うとともに、参加学生が関心のある分野に関する岩手の現状、可能性、課題、展望について知識を深めるための事前オリエンテーションを行います。

- ・ 事業目的等、インターンシップの心構え（1日）
- ・ 岩手の現状、課題等について県内企業との意見交換（1日）
- ・ 海外安全講座等（1日）

② 事前・事後インターンシップ（合計20日間以上）

留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるために事前事後のインターンシップを行います。事前インターンシップでは、参加学生の関心分野の現場における見学、業務体験、現場関係者へのインタビューなどで岩手県の現状を把握し、海外留学・研修の視点を明確にします。

事後インターンシップでは、海外留学・研修で得た知識・情報をインターンシップ先に成果報告の形で還元するとともに、ローカルとグローバルの融合を目指した課題解決策の検討を現場関係者と行います。

ア 学生の留学計画に基づき、企業等から課題設定を受けた上で、留学前に企業等内の実務研修又は県内実地調査を行い、レポートを作成します。更に、事前インターンシップ先等に対し、留学中の活動を踏まえた課題解決提案を行い、その実現性を検証するため、留学後に実務研修又は県内実地調査を行った上で最終提案書を作成し、企業等において発表を行います

イ 事前・事後のインターンシップはそれぞれ5日以上、合計20日間以上を必須とします。

なお、インターンシップは採択後に実施してください。採択前に実施した日数は上記日数に含めません。

ウ インターンシップ先は、原則として申請前に地域コーディネーター又は在籍大学等と調整してください。

なお、本事業に協賛している企業等の情報を、本協議会ウェブサイトに掲載していますので、インターンシップ先選定の参考としてください。

※ いわてグローバル人材育成推進協議会 <http://www.iwate-glocal.jp/>

③ 留学プログラム（28日以上6か月以内）

ア 留学期間は28日以上6か月内とし、5.（1）に記載したいずれかのプログラムを選択し、留学します。

※ 総留学期間が28日未満の場合は、支援の対象となりません。また、1月の留学日数が15日未満になる場合は、当該月の奨学金が支給されませんので注意してください。

詳細は、「7. 支援の内容」を参照してください。

イ 留学先の選定にあたっては、事前に地域コーディネーター又は在籍大学等の留学生担当部署等

に相談してください。

- ※ 外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2:不要不急の渡航は、止めてください。」以上に該当する地域への留学は認めません。

ウ 留学のテーマ設定にあたっては、「いわて国際戦略ビジョン」も参考としてください。

- ※ いわて国際戦略ビジョン（平成29年3月策定）

<https://www.pref.iwate.jp/kokusai/kokusaikouryu/054614.html>

④ 事後報告会（1日）

本事業参加学生が全員帰国した時点で、本協議会関係者を対象にした報告会を実施します。口頭発表、ポスター発表等を行い、本事業に関わる企業や団体の関係者が質疑を行います。ここでのフィードバックにより、さらに提案力を強化します。

⑤ 事後のネットワークづくり

参加学生は事前にSNS等を活用して研修状況の可視化を図ります。また、定期的に協賛企業の関係者も参加する交流会を実施し、世代や立場を越えた情報交流を行います。

<日本代表プログラム>

事前及び事後研修（各1回参加。開催場所は関東及び関西を予定。）

- ※ 詳細は「12. 申請書類の提出から支援までの流れ」を参照してください。

(2) 留学計画の申請要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

- ① 平成30年8月11日から平成31年3月31日までの間に諸外国において留学が開始される計画。なお、日本で開催される日本代表プログラムの事前研修に参加しないと留学を開始できませんので、注意してください。
- ② 諸外国における留学期間が28日以上6か月以内（3か月以上推奨）の計画
 - ※ 留学期間とは、実際の授業や実習の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国にかかる期間は留学期間に含まれません。
 - ※ 留学期間終了後、1か月以内に帰国する必要があります。
- ③ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在している計画
 - ※ 留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。
- ④ 在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画
- ⑤ 留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画
 - ※ 語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。
- ⑥ 留学先が、外務省の海外安全ウェブサイトにおける「レベル2:不要不急の渡航は、止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

6. 派遣留学生の選考における審査の観点

- ① 本事業の趣旨、目的に合った計画を立てているか
- ② 具体的な留学先および研修内容が決まっているか
- ③ 地域の企業、自治体とのつながりの構築、継続につながる可能か
- ④ 留学先で主体的に学ぶ意欲があるか
- ⑤ 留学先で自立して生活し、学ぶための基本的な意識、態度、健康状態を有しているか

7. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

※ 詳細は別紙1-1、別紙1-2及び別紙2参照。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は在籍大学等を通じて行います。

留学期間中は、奨学金受給のために、毎月留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等の詳細は追って別文書にて案内します。

8. 支援予定人数

計 10 名 (予定)

※ 実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※ 日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の1割程度を上限として支援します。

9. 派遣留学生の要件

本制度で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は日本への永住が許可されている学生で、次の

(1)～(10)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

(1) 本制度で実施する日本代表プログラムの事前・事後研修及び本事業のプログラム、派遣留学生ネットワーク（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生

(2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生

(3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学先機関が受入れを許可する学生

(4) 原則として、日本学生支援機構の第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生

※ 詳細は別紙1-1及び別紙1-2参照。

(5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生

(6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生

(注) 採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、在籍していた大学等を通じて速やかに本協議会に連絡してください。その場合、派遣留学生の採用を取り消し、すでに支給している奨学金等の返納を求めます。

(7) 平成30年4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) インターンシップ等での報酬や他団体等から留学のための奨学金を受ける際には、その平均月額が、本制度による奨学金の支給月額を超えない学生

※ 他団体等から奨学金を受ける場合、当該奨学金支給団体側においては、本制度の奨学金との併給を認めない場合があるので、当該団体に確認すること。

※ 日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度（協定派遣）との併給はできません。

※ 日本学生支援機構が実施する第一種・第二種奨学金の貸与を受けている者は本制度の奨学金と併給が可能であるが、第一種・第二種奨学金の休止を希望する場合、在籍大学等の担当部署にて手続を行うこと。

(9) 本制度において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※ 過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航開始前に辞退した学生は、支援の対

象となります。また、高校生コースで派遣留学生に採択された学生は、支援の対象となります。

- (10) 本制度の平成30年度後期（第9期）の他のコース（理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コース）に応募していない学生（既に上記のいずれかに応募しており、本コースへの応募を希望する学生は、上記の応募を取り下げることが可能）。また、地域人材コースの他の地域事業に応募していない学生。
- (11) 本協議会に所属する岩手県内の大学等に在籍する学生。

10. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援することができる在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。不明な点があれば、在籍大学等の留学生担当部署等に確認してください。

- (1) 留学中の派遣留学生の学修活動状況を適切に管理する体制がとられていること。
- (2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。
- ※ 在籍大学等は、文部科学省から送付された「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。
- (3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

11. 応募学生申請書類の作成及び提出

応募学生は、下記(1)で示した本協議会ウェブサイトから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。

なお、申請される留学計画は在籍大学等により学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の留学生担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

- (1) いわてグローバル人材育成推進協議会（(公財) 岩手県国際交流協会内）

URL : <http://www.iwate-glocal.jp/>

- (2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

- | | |
|--|-----|
| ① 平成30年度後期（第9期）官民協働海外留学支援制度留学計画書（様式1） | …1部 |
| ② 自由記述申請書及び留学先機関の受入許可証等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し | …1部 |
| ※ ②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。 | |
| ③ いわてグローバル人材育成推進協議会 確認シート（学生用） | …1部 |

- (3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は在籍大学等にて設定されますので、在籍大学等の留学生担当部署等に直接確認してください。

※ 申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※ 1ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※ 申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、様式等を参照の上、作成してください。欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

12. 申請書類の提出から支援までの流れ

- 在籍大学等への提出期限 : 在籍大学等で設定された期限
- 本協議会への提出期限 : 平成30年4月10日(火) 17時必着
- 書類審査(一次審査) : 平成30年4月16日(月)~27日(金) (予定)
- 書類審査結果の通知 : 平成30年5月7日(月) (予定)
- ※ 在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。
合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。
- 面接審査(二次審査) : 平成30年5月12日(土) (予定)
- 場 所 いわて県民情報交流センター (アイーナ)
- 審査方法 個人面接、グループディスカッション
- ※ 面接審査に伴う交通費等は、応募学生の自己負担とします。
- ※ いかなる理由があっても、面接審査を欠席した場合は、辞退とみなします。
- 採否結果の通知 : 平成30年6月中旬
- 事前オリエンテーション : 平成30年6月23日(土) (予定)
- 平成30年7月14日(土) (予定)
- 平成30年7月28日(土) (予定)
- 事前インターンシップ : 平成30年7月(採択後)から留学開始前
- ※ 事前・事後インターンシップはそれぞれ5日以上、合計20日間以上を必須とします。採択前に実施した日数は含めません。
- 地域壮行会 : 平成30年8月6日(月) (予定)
- 日本代表プログラムの事前研修 : 平成30年8月~12月に留学を開始する派遣留学生
- 関東会場 (予定)
- ① 平成30年7月30日(月)、31日(火)
- ② 平成30年8月1日(水)、2日(木)
- ③ 平成30年8月4日(土)、5日(日)
- ④ 平成30年8月6日(月)、7日(火)
- 関西会場 (予定)
- ⑤ 平成30年8月9日(木)、10日(金)
- 平成31年1月~3月に留学を開始する派遣留学生
- 関東会場 (予定)
- ⑥ 平成30年12月 (予定)
- ※ ①~⑥のいずれかに参加していただきます。
- 海外留学の開始 : 平成30年8月11日(土)以降
- 事後インターンシップ : 留学終了後速やかに実施
- ※ 事前・事後インターンシップはそれぞれ5日以上、合計20日間以上を必須とします。
- 事後報告会 : 平成31年5月 (予定)
- ※ 派遣留学生の帰国時期によって、報告会の実施日程は随時調整します。

注：平成29年12月8日に「天皇陛下の退位日を平成31年4月30日とする」ことが閣議決定されましたが、新元号が発表されていないため、こちらの表記にしています。

13. 留学状況報告書の提出

派遣留学生は、日本代表プログラムの事後研修受講後1か月以内に「留学状況報告書」を提出していただきます。提出様式、提出方法についての詳細は追って別文書にて案内します。また、原則として帰国後1年以内に、年4回（3月、6月、9月、12月予定）開催する日本代表プログラムの事後研修（1泊2日）のいずれか1回に参加していただきます。

14. 留学計画等の変更

採用決定後に、在籍大学等、留学先機関、渡航先、天災、病気等のやむを得ない事情により、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容及び支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに本協議会に変更申請の手続きをとる必要があります。なお、変更による支援額の増額は、原則として認められません。

※ 選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。

変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合がありますので御留意ください。

15. 採用取消し又は支援の打ち切り等

本協議会は、以下のような場合に、派遣留学生として採用後も派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「5. (2) 留学計画の申請要件」「9. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画内容に大幅な変更がある場合であって、再審査の結果、不採択と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 申請内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 学業不振、素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと本協議会が判断した場合

16. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ホームページ等を活用できます。

[留学情報等照会先]

- 独立行政法人日本学生支援機構

ホームページ http://www.jasso.go.jp/study_a/oversea_info.html

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全担当）」の情報提供サービス等を活用してください。なお、留学先国・地域の状況から安全な留学が困難と認められる際には、派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

(たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

- 外務省領事局 領事サービスセンター（海外安全担当）
〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1（外務省庁舎内）
TEL：（代表）03-3580-3311
ホームページ http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

なお、別紙3「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等（留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等）については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

17. 障害のある学生について

障害のある学生で、本制度に申請するに当たり支援を希望する際には事前に在籍大学等を通じて、本協議会に御相談ください。

18. 個人情報の取り扱いについて

本制度の募集や採用等に係り提出された個人情報は、本制度のために利用されます。この利用目的の適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関、公益法人、業務委託先及び日本学生支援機構等に対し、必要に応じて提供され、その他の目的には利用されません。

19. 在籍大学等からの照会先 （学校担当者専用）

- ※ 応募学生はすべて在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。
- いわてグローバル人材育成推進協議会事務局
住所：〒020-0045 岩手県盛岡市盛岡駅西通1-7-1
いわて県民情報交流センター(アイーナ) 5F 国際交流センター内
電話：019-654-8900
FAX：019-654-8922
メール：iwateint@iwate-ia.or.jp